

2018年8月15日

関係者各位

一般財団法人全日本大学サッカー連盟
理事長 吉見 章

競技規則改正に伴う電子通信機器の使用方法について

改正された2018/19年の競技規則「第4条-競技者の用具：4. その他の用具-電子通信」の解釈について、公益財団法人日本サッカー協会（以下、JFA）から通達が出されましたので、ご確認頂けますようお願いいたします。

通達文にありますように、テクニカルエリア上で、電子通信機器を直接耳に当てて外部と通信することは認められていますが、IFABより態度、マナーという観点からその使用方法については考慮すべきという助言を受けていることから、本連盟主催で行われる全国大会における電子通信機器の使用方法については、JFAからの通達文に加え、下記の規則を追加することといたします。

記

- 電子通信機器を使用する場合は、MCMでの申請が必要。
- 電子通信機器(PC・タブレット・携帯を含む)の使用台数は1チーム3台までとする。
- ※通信はイヤホンなどハンズフリーでなければならない
- 電子通信機器を携帯できるのは社会人スタッフに限る。(選手・学生スタッフは認められない)
- 電子通信機器を使用し外部と通信することができるのはベンチ内のみとする。
- ※ただしGPS等のデータをテクニカルエリアで閲覧することは可。

以上